

# 環境保全型農業拡大戦略

～環境共生コミュニティ総合対策の実現を目指して～

令和7年3月

与謝野町農林環境課

# 環境保全型農業拡大戦略

～環境共生コミュニティ総合対策の実現を目指して～

## 【目次】

はじめに

1. 戦略の背景と目的

2. 環境にやさしい農業に向けた世界の潮流と取り組み

3. 国の方針と町の取組・課題

3.1 環境にやさしい農業に向けた国の方針

3.2 町内における取組と課題

4. 環境保全型農業拡大戦略と施策

4.1 方向性

4.2 施策

4.3 目標・指標

4.4 戦略と施策実施期間

5. 関連する計画と推進体制

5.1 上位計画との関係

5.2 推進体制

まとめ

【用語集】

【資料集】

# 環境保全型農業拡大戦略

～環境共生コミュニティー総合対策の実現を目指して～

## はじめに

丹後地方の中心に位置し、山・里・川・海へと連なる与謝野町は、自然の力と人々の暮らしが一体となって形づくられた文化・歴史の深いまちであり、大江山連峰から流れる野田川流域に形成された扇状地である加悦谷では、古くから稲作を中心とした農業が営まれてきている。与謝野町の肥沃な土地、清らかな水は、米の生産にとどまらず、地場産業の基盤を成すとともに、地域の伝統文化や景観を含めた地域の多様性の根幹をなしている。

この豊かな自然の恵みは、代々の農家の手によって守られ、耕され、その営みが与謝野町の景観と文化を形作ってきており、この貴重な資産を次世代に継承していくためには、農地を保全し、里山を守り、美しい景観を維持し、そして何より、農家の持続的な営農が不可欠である。そのためには、持続的な社会・経済の実現、環境志向の高まりと言った、国内外の社会・経済の情勢に対応しつつ、与謝野町がこれまで実践してきた環境にやさしい農業、循環型農業の取り組みを発展させる必要がある。そのため、ここに環境保全型農業拡大戦略を策定する。

## 1. 戦略の背景と目的

農業は、人間が生きていく上で不可欠な食料を生産する根幹的な活動であるとともに、里山の保全、水源の維持・管理、調和のとれた自然環境の維持にとってなくてはならない生産活動と位置付けられる。また、農業は多くの産業の基礎をなし、食料供給を含め製造業、建設業などの地域産業との経済連関が強く、地域経済を支える重要な役割を担っている。さらに、美しい田園風景の維持、生態系の保全、水害の調節機能など、多くの機能（農業の多面的機能）を併せ持っており、観光資源の提供、減災・防災機能の発揮、伝統産業の維持においても、農業は自然環境、住民生活との調和を図りながら、持続的に営まれることが求められている。一方で、農業は人間が自然に働きかけることで生産物を産出する活動であり、地域の自然資源の利用と環境負荷と隣り合わせの産業としての側面を有している。

このような農業の本質的特性を踏まえ、世界的には環境と調和した持続可能な農業の実現に向けた取り組みが推進されている。SDGs（持続的な開発目標）においては、気候変動対策、資源保護、持続可能な農業の実現など、農業分野における環境負荷の低減が重要な目標として掲げられている。また、2016年11月に発効したパリ協定では、農業分野を含む温室効果ガスの具体的な削減目標が定められ、持続可能な農業の実現に向けた国際的な取り組みが加速している。とりわけ近年では、世界的な人口増加や気候変動による農作物への影響、国際情勢の変化による食料供給の不安定化などを背景として、環境保全と食料安全保障の両立が喫緊の課題となっている。そのため、環境負荷の低減と両立させながら、農業の維持・発展や農業生産における付加価値の拡大を通じて、持続可能な農業経営の実現を目指すことが国際的な政策目標として位置付けられている。

このような国際的な潮流を受け、我が国においても具体的な政策が体系的に展開されている。国では、「みどりの食料システム戦略」を定め、生産、流通、消費等の各段階での環境負荷低減を

推進するとともに、食料・農業・農村基本法を改正し、世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行に対応しながら、食料安全保障の確保、食料自給率の維持、食料の安定供給に加え、環境と調和のとれた食料システムの確立を目指している。また、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、カーボンニュートラルな地域づくり、地域における資源循環の促進として、有機農業の拡大、食品廃棄物の再生利用促進、ICT 技術の利活用の拡大を重要な政策の柱として位置付けている。

これらの国内外における動きを背景として、与謝野町においても環境への負荷低減に資する農業の拡大と生産の維持、農家の持続的な営農に向けた取り組みが強く求められており、地域固有の自然環境、経済状況、社会関係などの諸条件に応じた施策を、町内の関係者および専門家の知見を結集しながら具体化していくことが必要不可欠である。とりわけ、良好な農地保全の中心的な担い手である農家の収入向上と経営の安定化は、環境保全型農業拡大を実現するための基盤となるものである。

本戦略は、これまで町内において実践されてきた環境にやさしい農業の取り組みを改めて評価し、その取り組みの質的向上とさらなる発展拡大を目指すものである。さらに、これらの環境保全に資する農業の実践を広く発信することにより、町内農業の存在感並びに付加価値向上を実現し、多くの人々の共感と支持を得られる与謝野町独自の農業を確立することを目的として、ここに環境保全型農業拡大戦略を定めるものである。

#### 【戦略の背景】

- ①町内における里山の保全、水源の維持、調和のとれた自然環境の維持
- ②町内農家による生産維持と所得拡大
- ③SDGs（持続可能な開発目標）における農業生産の重視（目標 1、2、6、12、13、15）
- ④気候変動に対応した持続可能な社会・経済の実現
- ⑤我が国における関連戦略、政策の策定

#### 【戦略の目的】

- ①町内農業の付加価値向上
- ②町内における環境にやさしい農業の取り組みの再認識とさらなる拡大
- ③与謝野町農業の内外における存在感の拡大
- ④町内農家の取り組みへの共感と支持の拡大

## 2. 環境にやさしい農業に向けた世界の潮流と取り組み

1990年代以降、経済のグローバル化が進むとともに、環境保全に関する世界的な関心が高まっており、そのなかで、環境にやさしい農業に向けた取り組みが世界レベルで行われている。この起点を作ったのは、国連に設置された「環境と開発に関する世界委員会」が1987年に公表した報告書「Our Common Future」である。その報告書では、「持続可能な開発」という言葉が用いられ、その定義は「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求を満足させるような開発」とされている。この報告書をもとに1992年の国連環境開発会議（地球サミット）では、環境分野における国際的な取り組みに関する行動計画として「アジェンダ21」が採択されている。この行動計画は、地球環境の保全や貧困撲滅をうたった内容だけでなく、生活の質や農業生産の拡大

をも視野に入れるものとなっている。

この成果を基盤として、各国では具体的な取り組みや国際協調が進められてきたが、2015年1月には、ストックホルム大学に設置された研究機関（Stockholm Resilience Center）による地球システムの安定性を維持するために人類が超えてはいけない守るべき境界線（プラネタリー・バウンダリー）が発表されている。また、同年9月には、国連持続可能な開発サミットが行われ、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されている。この行動計画が「持続可能な開発目標（SDGs）」であり、17の目標と169のターゲットが設定されている。ストックホルムの研究機関では、SDGsに掲げられた17の目標を「生物圏」「社会圏」「経済圏」の3層構造として体系化し、その相互関係をウェディングケーキモデルとして表現している。このモデルにおいて、農業は「生物圏」を構成する重要な要素として位置付けられ、地球環境の保全における中核的役割を担うものとされている。

持続可能な開発目標と並行して取り組まれているものが国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）である。この枠組みでは、1997年の京都会議（COP3）において、「京都議定書」が採択され、先進国における温室効果ガスの削減目標が初めて定められた。その後、2015年11月から12月に開催されたCOP21において、「パリ協定」が採択され、条約締結国がより踏み込んだ気候変動への対策を講じることが定められている。この協定に則って、各国では協定の承認と具体的な戦略、政策の作成が進められている。

また、農業に関する国連での取り組みでは、国連「家族の農業の10年」（2019-2028）が注目される。この取り組みでは、2019年から2028年を国連「家族農業の10年」と定め、加盟国及び関係機関等に対し、食料安全保障確保と貧困・飢餓撲滅に大きな役割を果たしている家族農業に係る施策の推進・知見の共有等を求めている。そのなかでは、家族農業が先進国、発展途上国と問わず、食料生産、社会・経済、環境、文化の中心的担い手となっており、多くの雇用を創出していると指摘している。そして、農村地域の開発や持続可能な農業の実現に向け、家族農業を中心に据えた政策の実施が求められている。

加えて、近年では「サーキュラーエコノミー（Circular Economy）」への関心が急速に高まっている。この考え方は、生産と消費における資源の効率的な利用を促進するとともに、資源利用に伴う環境負荷を低減し、廃棄物の環境放出を最小限に抑える経済システムとして注目を集めており、欧州連合（EU）において2015年12月に政策パッケージが公表されたことで世界中に広まった概念である。このなかでは、これまでの経済活動を大量生産、大量消費、そしてその後の大量廃棄へとつながる「線形経済」と位置付け、持続的な発展にはこれまでの経済システムを大きく変容させ、地域資源をリサイクル、リユースを基軸とする循環型経済の構築を目指すものとしている。つまり、地域内経済循環や地域内再投資を推進することで、経済的効率性と高付加価値化、競争力の向上を達成しようとする取り組みとして位置付けられている。

各国における環境にやさしい農業実現への取り組みについても、1990年代以降、大きく進展し、国際社会や地域のなかで共感と協調が生まれている。1994年には、イギリスの消費者運動のなかで「フードマイレージ（Food Mileage）」の概念が提唱され、食料の長距離輸送や遠隔地からの輸入では、環境負荷の少ない食料調達として地産地消が推奨されている。

また、EUでは、共通農業政策（CAP）のもとで、域内における農業生産を拡大しつつ、環境保護政策を実施するため、有機農業の促進や景観の維持に資する家族農業への支援が拡大されているほか、農産物の輸出補助金を廃止し、域内における農産物の地産地消が進められている。加えて、2020年以降の共通農業政策改革では、小規模農家に絞った支援を提供するとともに、気候

変動対策、環境への配慮など持続可能な開発、景観の保全を進めつつ、農家の所得向上を進める取り組みが実施されており、中核的な施策として、食品ロスの削減、化学肥料の削減、高品質で安全かつ持続可能な方法で生産された食品の確立が位置付けられている。これら政策目標を具現化するため、2020年5月に欧州委員会では、「Farm to Fork（農場から食卓まで）戦略」が策定され、生産から消費までの食品流通について公正かつ健康的で環境に配慮したものにすることを目指し、数値目標が設定されている。具体的には2030年までに全農地の25%を有機農業とする目標が掲げられている。

また、アメリカにおいても農務省が「農業イノベーションアジェンダ」を2020年に発表し、ここでは2050年までの農業生産量の40%増加と環境フットプリント50%削減の同時達成を目標としており、ワシントン州シアトルにおける、サステイナブル農業（有機農業）の実践などとして具現化されている。

これらの取り組みは、先進国のみで行われている訳ではなく、中国における農産物のトレーサビリティの確保やインドにおける家族農業への支援など新興国や発展途上国でも政策推進や実践活動が進められている。

このような国際機関や世界各国での環境保全型農業の拡大は、農家の負担を増大させるものではなく、むしろ、安全・安心の食料をより身近な地域から供給し、地域の環境や景観を保持しつつ、質（付加価値）の高い農産物を生産することによって、農家の所得向上につなげ持続可能な農業を実現することを目的として政策展開されている。

#### 【世界の潮流】

- ①国連の中心としたSDGsの推進
- ②パリ協定に基づく取り組みの実施
- ③国連「家族農業の10年」
- ④EUにおける共通農業政策（CAP）改革
- ⑤アメリカにおけるサステイナブル農業の実践
- ⑥サーキュラーエコノミーの推進
- ⑦安全・安心（地産地消）と食料安全保障の確保

## 3. 国の方針と町の実践・課題

### 3.1. 環境にやさしい農業に向けた国の方針

環境にやさしい農業、環境保全型農業における国内での取組は、国際的な動きと呼応しながら進展し、1990年代以降、気候変動対策機運の高まり、農業生産力の向上と持続的な発展と関連し、国は複数の方針や戦略を打ち出してきた。

1992年の国連環境開発会議での「アジェンダ21」採択の後、我が国では2000年5月に循環型社会形成基本法が制定され、2003年3月に「循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されている。ここでは「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることが急務とされた。これが国内における「サーキュラーエコノミー（循環型経済）」への第一歩となっている。

さらに、2015年9月に国連において「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されたことを受け、

政府内に設置された持続可能な開発目標（SDGs）推進本部では、「アクションプラン」が策定され、地方創生と循環共生型社会が政策の柱の1つとして位置付けられている。

この流れのなかで、農林水産省では、2021年5月に「みどりの食料システム戦略」が公表され、2050年までに、①化学農薬の使用量の50%削減、②輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%削減、③耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大（2022年現在2%）する目標が掲げられている。この取り組みを進めることによって、持続的な産業基盤の構築、国民の豊かな食生活、地域の雇用・所得増大、将来にわたる環境と調和した食料・農林水産業の実現が期待されている。この具体的な取り組みとして、調達から生産、加工・流通・消費の4分野において、地産地消の推進、食品残渣からの肥料成分の回収・活用、高い生産性と持続的な生産体系の両立、データ・AIの活用、脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化、食品ロスの削減、食育の推進などの政策を進めるとされている。

また、パリ協定採択を受けて2021年に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では、カーボンニュートラルな農山漁村づくり、地域における資源循環などの政策の方向性が示されており、政府が一丸となって、環境にやさしい農業や循環型経済への転換に向けた取り組みが進められている。

そして、2024年6月に食料・農業・農村基本法が抜本改正され、そこでは食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展が志向されている。具体的には、国内農業生産の増大を進めつつ、農業における環境負荷の低減を行うと同時に、人口減少が生ずる状況においても食料の供給能力を確保する政策の策定と実施が進められている。この政策の柱として、農業の多面的機能を発揮させながら農業の持続的発展を図るための農業政策の方向性として、「生産性の向上」、「付加価値の向上」、「環境負荷低減」が位置付けられている。

このように我が国では、世界的な潮流を踏まえつつ、農業生産の拡大、農業付加価値の向上を目的として、有機農業の促進、環境負荷の低減、サーキュラーエコノミーの構築を一体的に推進している。これらの政策展開は、町内における環境保全型農業拡大への重要な政策的基盤となっている。

#### 【国の方針】

- ①地方創生と循環型社会の実現
- ②化学農薬の削減と有機農業の拡大
- ③食料安全保障確保のための農業生産拡大
- ④農業の持続的発展
- ⑤生産性と付加価値の向上
- ⑥環境負荷の低減
- ⑦食育の推進
- ⑧AI、ICT技術の活用

## 3.2. 町内における取組と課題

町内では、これまで20年以上にわたって、資源循環、環境保全型農業への取り組みが行われてきた。特に、資源循環の取り組みである有機質肥料「京の豆っこ」による水稻栽培を通じた環境にやさしい取り組みは、行政・農家・関係団体が一丸となった取り組みとして、四半世紀に及ぶ

成果が蓄積されている。

また、土壌分析・地力調査を行い、与謝野町の農地地力の高さが明らかになったほか、地元事業者を対象とした地域内農産物利用意向調査では、地産地消の拡大に前向きな回答が得られており、2021年に実施した大規模な町内世帯へのヒアリング調査では、多くの世帯で米、野菜などの農産物を町内で調達していることが明らかとなっている。これらの調査と同時に、残渣量調査を実施し、地域内資源循環の可能性を探っており、与謝野町は循環型経済実現への高いポテンシャルを有している。このなかで農家を対象とした大規模なアンケート調査では、多くの農家がすでに環境に配慮した農法を実践しており、有機質肥料「京の豆っこ」の利用拡大にも前向きであることが明らかとなっている。

町内における環境保全型農業に対する具体的施策としては、化学肥料や化学合成農薬の使用量を削減し、環境負荷を軽減するなど有機農業に取り組み、農業者団体に対して、取組面積に応じて助成金が交付されており、町内農業団体による環境保全型農業の拡大を後押ししている。

加えて、産官学の様々な立場の専門家により構成される与謝野町スマートグリーンビレッジ確立協議会を組織し、官民一体となって環境に配慮したスマートな与謝野町農業の推進に取り組んでいる。

だが、町内において環境保全型農業、循環型農業を推進するためには、いくつかの課題が存在している。それは、①有機質肥料「京の豆っこ」の生産拠点である有機物供給施設の生産・販売能力の課題から早期の増産が見込めず、取り組みの拡大が図れない状況にあること、②農薬に頼らない除草作業に代表されるように環境にやさしい農業を行うことにより農家の作業負担増加すること、③環境にやさしい栽培方法の導入には高コストな有機資材の使用が必要であり、作業にも手間がかかること、④農産物の生産コスト上昇による価格転嫁に対して消費者の理解を促進すること、⑤有機質肥料を活用することによる環境負荷低減効果を「見える化」する必要があること、⑥環境負荷低減に資する省力かつ効率的な生産・栽培技術を確立すること、⑦水源としても重要な山裾の中山間地農地でも環境にやさしい農業を実施すること、⑧資源の地域循環、環境保全の取り組みに対する住民の理解促進を図ること、⑨循環型農業実現のための仕組みづくりを進めること、⑩食育などを通じて地産地消のための理解促進を進めること、などである。

これらの課題は、一朝一夕に解決するものではなく、農家、住民、事業者の共感と協力を得ながら中長期的な視点で解決策を検討し、具体的な施策を実施する必要がある。そのため、町における環境保全型農業拡大の方向性と施策を次節にて示す。

#### 【町内における取組】

- ①有機質肥料「京の豆っこ」による水稻栽培
- ②各種地域調査の実施と根拠の積み上げ
- ③環境保全型農業直接支払制度の実施
- ④産官学連携による協議会設置
- ⑤浅水代掻き、機械除草

#### 【町内における課題】

- ①有機質肥料「京の豆っこ」の増産体制の確立
- ②環境保全型農業推進のための農家の負担軽減
- ④生産コスト対策



⑤消費者の理解醸成

⑥食育の推進

## 4. 環境保全型農業拡大戦略と施策

環境保全型農業拡大戦略は、与謝野町における農家のこれまでの取り組みである環境にやさしい農業の維持・発展を支援しつつ、営農のための町内産農産物の高付加価値化や循環型経済（サーキュラーエコノミー）の構築を進めるためのものである。この拡大戦略に基づき具体的な施策を実施することで、農家の営農環境の改善を進めると同時に、農地保全、景観・環境保全、生態系の保全を後押しする。

ここでは、町内における取組と課題をもとに、環境保全型農業拡大戦略の実現に向けた方向性、実施施策を示す。

### 4.1. 方向性

1. 与謝野町の農業の特徴である有機質肥料「京の豆っこ」を中心として取り組んできた自然循環農業を核として進化させ、生物多様性の維持や農地という美しい田園景観の保全につながる環境保全を中心概念とした農業を推進する。【SDGs 目標 1、2、6、13、15】
2. 与謝野町内の農業で取り組まれている環境にやさしい取り組みに光をあて顕在化させるとともに、環境にやさしい与謝野町の農業のさまざまな取り組みを「見える化」する。【SDGs 目標 12、15】
3. 町内農家により20年以上にわたり取り組まれてきた自然循環農業によって育まれた良質な土壌と、様々な試験結果から得られた科学的データの蓄積を活用した、適切な施肥と防除等による本質的に正しい環境保全型農業を定義・実践することで、「健康な土壌による健全な農業から生まれる安心安全で美味しい農作物」の生産と付加価値化を目指す。  
【SDGs 目標 2、3、6、12、13、14、15】
4. 農業は農地保全、食料生産だけでなく、環境保全・地域コミュニティの維持・防災・そして豊かな住環境を創造する多面的な働きを内包しており、担い手が農作業を通じて維持していることを町の内外の人に広く知ってもらい、その持続と価値の向上に共感してもらうことで与謝野の農業・農産物のファンを獲得する。【SDGs 目標 2、3、4、8、9、12】
5. スマート農業技術を活用することで、農作業の効率を上げ、環境にやさしい取り組みによって生じる農家の負担を軽減させる。【SDGs 目標 2、7、8、9】
6. ICT、AI等を活用することにより生み出される精緻なデータを活用することで、与謝野町の農業の現状を把握し、課題発見からの確な課題解決、環境にやさしい農業の展開につなげる。  
【SDGs 目標 2、4、8、9、12、13】
7. 農産物の地産地消と残渣等の堆肥化の両方の循環を確立し、環境にも経済にもやさしい地域における循環型経済（サーキュラーエコノミー）の構築を推進する。  
【SDGs 目標 1、2、3、4、6、9、12、13、15】

【What：何を】 町内における環境保全型農業（環境にやさしい農業）の拡大を

【Who:誰が】 農家、農業従事者、事業者、住民が

【Where：どこで】町内および丹後地方で

【When：いつ】令和7年度から令和8年度に

【How：どのように】「4.2」記載の具体的な施策と連携強化によって実行する。

## 4.2. 施策

令和7年度から令和8年度において、5項目16施策を町が実施する重点施策と位置付け実施する。また、効果が期待できる施策については予算状況を考慮しながら追加的に検討する。

### ○環境保全型農業の核となる生産基盤の強化

- 1.1 有機質肥料「京の豆っこ」の安定的な生産を可能とする基盤の構築
- 1.2 肥料の機能向上に向けた試験と実用化

### ○環境にやさしい農業の取り組みの見える化と価値の共有

- 2.1 与謝野町独自の環境にやさしい取り組みを定めた認証制度の構築
- 2.2 環境保全型農業直接支払交付金制度への町独自の上乗せ制度の検討
- 3.1 科学的証左を持った環境保全型農業の定義の確立
- 3.2 健康な農産物の生産と付加価値化
- 4.1 与謝野町の農業の取り組みを情報発信する仕組みの構築と活用
- 4.2 有機質肥料「京の豆っこ」を活用することの温室効果ガス（例 CO<sub>2</sub>）削減効果の見える化の検証

### ○スマート技術を活用した環境保全型農業の効率化と高度化

- 5.1 RTK 導入による精密な自動操舵により効率的な農作業の推進支援
- 5.2 環境負荷低減効果の高い農業機械の導入支援（無線操縦（装置）除草機等）

### ○ICT・AI 技術を活用した作業負担の軽減と高率化、データ農業の推進

- 6.1 ICT・AI 等を活用した効率的で最適な施肥、農薬散布、水管理等の営農活動を支援するシステム導入支援
- 6.2 ドローン、衛星等のセンシング技術を活用した圃場ごとの土質把握
- 6.3 次世代のためのデータベースの構築（土壌データ、栽培データ、品質データ等）

### ○農と食を通じた地域内資源循環意識の醸成と確立

- 7.1 食育や農業体験を通じた農産物の地産地消への理解促進
- 7.2 地域内資源を活かした環境にやさしい土づくり
- 7.3 地産地消を推進する仕組み作り

## 4.3 目標・指標

### 目標

環境と調和のとれた与謝野町の環境にやさしい農業の取り組みを推進するとともにその魅力を

発信し、与謝野町農業のサポーター・ファンの獲得を通じて、農業の振興、農地の保全、農家の収入向上を目指す。町内における地域内資源循環意識の醸成を進め、豊かな自然環境と暮らしを守り未来へバトンをつなぐことを目標としている。

### 重要業績評価指標【KPI(Key Performance Indicator)】

- 環境保全型農業直接支払交付金対象面積
- 有機質肥料「京の豆っこ」施肥面積
- 野田川、阿蘇海の水質
- 与謝野式の環境負荷低減見える化申請件数

## 4.4. 戦略と施策実施期間

本戦略のもと、令和7年度4月～8年度3月までの2か年において施策を実施する。また、2か年での成果と課題を検証し、新戦略の策定へと結び付ける。

## 5. 関連する計画と推進体制

### 5.1. 上位計画との関係

1. 戦略策定の根拠となる上位計画は下記のとおりとなっている。

第2次与謝野町総合計画後期基本計画 実施計画【転載】

#### 分野1 | 産業・仕事 | 一人ひとりが個性を活かし安心して働けるまち

「もっと働く場の確保を！」。これは、このまちに暮らす人々の強い想いです。

「安心できる暮らしのためにも仕事をして収入を得る」「安定した収入を得られる仕事があれば、自然と人は集まってくる」「人が集まり、知恵を出し合い、ときには切磋琢磨しあえば、地域経済は活性化し、地域は元気になる」「元気な地域からはチャレンジを生み出すエネルギーが生まれ、それがまた新たな働く場を生む」。こういった好循環をあらゆる産業分野に生み出していくことが求められています。

地域の暮らしを支えてきた織物業や、安心安全で豊かな食を支えてきた農業をはじめとするこのまちの産業は、先人たちの挑戦によって現代まで受け継がれてきました。そして今、若き担い手たちは、先人たちが培ってきた知恵と技に最先端の技術を融合するなど、新たな挑戦を始めています。また、労働力人口の減少と担い手の高齢化が進む中、急激に進化する人工知能の登場により、働く環境は大きく変化することが予想されています。だからこそ、「変化すること」「挑戦すること」「応援すること」が大切です。

時代に合わせて「変化すること」、培ってきた知恵・技・資源を最大限に活用し互いに共創しながら変化に「挑戦すること」、そして、それをまちのみんなで「応援すること」で人財を育み、「一人ひとりが個性を活かし安心して働けるまち」を目指します。

#### 基本施策2 農林業の振興

- 基幹産業である農業を持続可能な産業にする
- 農地・森林を保全する

## 分野6 | 環境・暮らし | 美しくて住みやすい安心安全なまち

このまちに暮らす人々にとって、一番の誇りは、大江山連峰から野田川を経て阿蘇海へと続く、美しく豊かな自然です。

このまちならではの風景を作り出し、人々の生活や産業の基盤となる豊かな自然環境を未来の世代につないでいかなければなりません。そのためには、身近な暮らしから、地球にやさしい環境づくりへとつながる行動をしていく必要があります。

また、道路、水道などの生活基盤や森林が維持・整備され、空き家も有効に活用されるなど、誰にとっても快適で暮らしやすいまちであることが求められています。さらに、近年増加している自然災害への対応や犯罪被害への対応などにも取り組み、「美しくて住みやすい安心安全なまち」を目指します。

### 基本施策1 地域からはじめる地球にやさしい環境づくり

- 脱炭素社会実現・自然環境保全・再資源化につながる取り組みを増やす

### 基本政策2 安心完全に暮らせる地域づくり

- 暮らしの安心安全につながる取り組みを増やす

## 5.2. 推進体制

本戦略策定にあたっては、与謝野町農業再生協議会、与謝野町農業再生協議会技術者会、与謝野町農業委員会、与謝野町スマートグリーンビレッジ確立協議会における意見交換、議論、諮問・助言を受けている。また、施策実施の成果についても、同推進体制のもとで意見交換、議論、助言を受ける。

与謝野町農業再生協議会	実施
与謝野町農業再生協議会技術者会	実施
与謝野町農業委員会	実施
諮問助言機関：与謝野町スマートグリーンビレッジ確立協議会	実施

本戦略策定は、下記のメンバーによって行われた。

総括	農林環境課内プロジェクトチーム
諮問・助言	与謝野町スマートグリーンビレッジ確立協議会
助言	与謝野町農業再生協議会技術者会
調査・報告・編集	京都橘大学経済学部経済学科小山研究室
協力者	町内農業者、福祉事業者（アンケート調査、ヒアリング調査）

## まとめ

農業は、与謝野町の多様な産業、文化、自然環境と深く結びついており、地域の多様性、持続可能性になくてはならない経済活動である。国内外では、持続可能な社会の実現や環境保全型農業、有機農業への取り組みが進められており、町内においても、これまでの取り組みを継承しつつ、環境保全型農業を発展・拡大してことが必要となっている。

環境保全型農業拡大戦略をもとにした施策の実施によって、町内の農業付加価値の増進や効率化、内外における活動への理解や普及が進むことで、農業生産の維持や拡大、所得の増加が期待

される。また、本戦略は令和7年度から令和8年度の2か年を期限として策定しており、この間の施策による成果を検証することにより、次なる取り組みへとつなげていくものとする。

地域農業は、防災・減災へとつながる多面的機能を発揮させ、豊かな地域を形成するとともに、近隣地域を含めた食料供給、地産地消に資するものとなっている。国内においては、各種で課題が噴出し、従来型経済への疑問が投げかけられている。町としても、すべての住民に安全安心な食を提供するため、農業従事者、事業者、住民とともに施策、取り組みを進めていく。

## 【用語集】

### 環境保全型農業

「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。」

### 循環型経済（サーキュラーエコノミー）

「従来から取り組まれてきたリデュース、リユース、リサイクル（3R）に加え、資源投入量、消費量を抑えつつ、地域資源を有効活用しながら、新たな付加価値の創出を目指す経済活動であり、地域資源活用の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指す取り組みを指す。」

### 地域内資源循環

「与謝野町内、丹後地方などの一定の地域内において、原材料投入、生産、利用（消費）、リサイクルを行うことで、廃棄物の発生を抑制し、循環型社会を目指す経済活動のこと。」

### 持続可能な開発目標（SDGs）

「2015年9月に国連で採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標を指す。各国政府は、設定された17のゴール、169のターゲットを実現するための政策の策定、施策の実施を行っている。」

17のゴールは以下の通りとなっている。

#### 1. 貧困をなくそう

全ての場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

#### 2. 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

#### 3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

#### 4. 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

#### 5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う

#### 6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

#### 7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

#### 8. 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある

人間らしい雇用を促進する

9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

10. 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する

11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する

12. つくる責任 つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する

13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

14. 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

15. 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、  
ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを  
提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する